

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、48,550人（平成30年5月末現在）で、昭和58年の59,841人をピークに年々減少しており、平成52年には36,411人まで減少すると予測されている。

年齢区分別の人口は年少人口（0歳～14歳）が5,214人、生産年齢人口（15歳～64歳）が26,224人、老年人口（65歳以上）が17,112人となっており、今後、年少人口及び生産年齢人口が減少すると予測されていることから、老年人口の割合が平成52年に39.6%に達すると見込まれている。

産業構造は、観光関連産業を基幹に発展し、商業や飲食・サービス業等、関連する産業の裾野が広く、経済効果や雇用創出効果が大きいことから、観光と他の産業との交流・連携を深める取組みを行っている。

食品加工品では、登別ブランド推奨制度を設けて、特に優れた商品を「登別ブランド推奨品」に認定し、宣伝や販売促進、販路開拓などを重点的に行いながら、市内の特産品に対する信頼や知名度を高め、産業の活性化を図っている。

また、製造業では、電子部品に使用するペルチェモジュールの製造、キッチン・キットサンを原料にした化粧品の製造などのほか、コンクリート製品、化学工業製品、金属製品、鉄鋼関連製品、FRP成型品等が生産されるなど、多様な産業から経済が支えられている。

平成27年度に実施した登別市地域経済実態調査によると、市内事業所の9割以上を占める中小企業は、設備の老朽化や人手不足による労働生産性が低下しており、生産性を向上させるため、設備の更新を行いたいとの声がある。

以上のことから、各産業における中小企業の生産性が向上することにより、様々な産業へ波及することが期待されるため、先端設備等の導入を支援していくことが重要となっている。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、観光関連産業を基幹とし、宿泊業、卸売業、小売業、飲食業、サービス業、製造業、建設業など、多様な産業が経済を支えており、様々な種類の設備投資が考えられることから、これら産業の設備投資を促し労働生産性の向上を図るため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、観光関連産業を基幹とし、宿泊業、卸売業、小売業、飲食業、サービス業、製造業、建設業など、多様な産業が市内全域に立地していることから、本計画において対象となる区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、観光関連産業を基幹とし、宿泊業、卸売業、小売業、飲食業、サービス業、製造業、建設業など、多様な産業が経済を支えており、様々な業種の設備投資が考えられることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。